

令和7年10月・11月 予定表

どちらにお住まいでも
相談いただけます

堺すいよう行政相談所

場所：高島屋堺店 6階

中央エスカレーター横（ユニクロ前）

< 最寄駅：南海高野線「堺東」駅 >

無料相談
予約不要

◆ 行政相談 受付時間：午前10時～午後3時40分（相談は午後4時終了）

行政相談	10月	11月
国の行政に関する相談（近畿管区行政評価局）	1日、8日、15日 22日、29日	12日、 19日、26日

※ 原則、毎週水曜日開催（祝日、年末年始、高島屋堺店休店日、堺一日合同行政相談所開催日を除く）

◆ 専門相談 受付時間：午前10時～午後3時40分（相談は午後1時30分開始、午後4時終了）

専門相談	10月	11月
税金に関する相談（近畿税理士会）	1日	—
年金・社会保険に関する相談（大阪府社会保険労務士会）	8日	12日
行政書士による各種手続相談（大阪府行政書士会） —遺言、相続、成年後見等の手続に関する相談—	8日	12日
土地建物の表示登記相談（大阪土地家屋調査士会） —土地の地目変更や測量、境界確定、分筆合筆、未登記建物など—	15日	—
不動産の売買・賃貸に関する相談（大阪府宅地建物取引業協会）	—	19日
司法書士相談（大阪司法書士会） —相続、登記、訴訟手続、後見制度、司法書士法第3条に定められている 司法書士の業務範囲に属する相談等—	22日	26日
民事調停手続に関する相談（大阪民事調停協会） —土地や建物、金銭貸借、交通事故、隣人トラブルなど—	22日	—

【お知らせ】11月5日(水)堺市産業振興センター(中百舌鳥)で、「相続・登記・税金・年金・住宅など行政なんでも相談」を開催します。詳しくは、近畿管区行政評価局行政相談課にお問い合わせください。

※ 堺すいよう行政相談所の専門相談は、予約は不要ですが各相談は先着5組までの受付です。
午前10時から整理券を配布して、相談の開始時間をお知らせします。先着順のため来所されても相談できない場合があります。相談時間は20分間です。

※ 相談員の体調不良などにより専門相談を急に中止する場合があります。
事前に電話や近畿管区行政評価局ホームページで御確認ください。



近畿管区行政評価局
ホームページ

○ 国の行政に関する相談は、近畿管区行政評価局行政相談担当（電話：06-6942-1100、ナビダイヤル 0570-090-110）でも受付けています。

【お知らせ】堺すいよう行政相談所は、令和7年12月24日で終了いたします。

【問合せ先】（06）6941-8358〔近畿管区行政評価局行政相談課〕